

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、国・県・市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するための主な取組は、次のとおりである。

- (1) 市内の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。

第2 計 画

1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

(1) 市

ア 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

イ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。

ウ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

エ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

2 道路交通の確保計画

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、市、関係機関は、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(1) 市

ア 市は、それぞれの計画の定めるところにより、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある

支障木の伐採等の対策を行う。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。

ウ 集中的な大雪に対しては、市は、県と連携し、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

オ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(2) 県（建設部）

ア 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。

イ 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

(3) 関係機関

ア 高速道路の交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める（東日本高速道路㈱）。

イ 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。（長電バス㈱）

(4) 住民

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

3 鉄道運行確保計画

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたって、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力、運転を確保する。

なお、鉄道会社と事前に打ち合わせを行って、日ごろの連絡協力体制を密にして、除雪等については必要に応じて協力をするなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(1) 関係機関（東日本旅客鉄道㈱・長野電鉄㈱）

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれに当たる。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。

ウ 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ、予防措

置を行い、安全運行の確保を図る。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ、給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市・住民等に協力を求めて、給食・医療の万全を期する。

オ 雪害時において、旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて、消防機関又は自衛隊に応援要請を行う。

4 雪崩災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所（資料13-7参照）における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(1) 市

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

(2) 関係機関

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ、予防措置を講ずる。

5 電力の確保

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため、必要な施設の強化を行う。

(1) 関係機関（中部電力パワーグリッド㈱）

ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。

イ 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。

ウ 配電設備については、以下の対策を行う。

(ア) 電線の太線化

(イ) 難着雪化電線の使用

(ウ) 支持物の強化

(エ) 冠雪対策装柱の採用

(オ) 雪害対策支線ガードの採用

6 通信の確保

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(1) 関係機関（東日本電信電話㈱）

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

7 医療の確保

(1) 市

ア へき地診療所整備事業の実施

イ 患者輸送車整備事業の実施

8 農林産物対策計画

県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

9 建築物対策

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(1) 市

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 雪に強い住宅の普及等を行う。

(2) 建築物の所有者等

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、民宿、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

10 授業の確保等

豪雪地帯あるいは山間地にある学校等においては、学校長等の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(1) 市

ア 学校等においては、以下の対策を実施する。

(ア) 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

(イ) 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

(ウ) 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報を伝達するなど事故防止に努める。

(エ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等は、これを防止するため、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所への補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

(オ) 施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮する。

(カ) 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。

11 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要である。

特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(1) 市

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

(2) 所有者等

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により、破損や損傷のおそれがあるため、これを防止する時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

また、定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

12 警備体制の確立

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

13 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市は、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

14 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(1) 市

ア 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、市は、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

イ 避難の受入れ関係

(ア) 公民館等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

(イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

(ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

15 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(1) 市

ア 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

イ インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

第2 対策

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、市及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

(1) 特別警報発表基準

現象の種類	基 準
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm)

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(2) 警報

種 類	発 表 基 準		
暴 風 雪 警 報	平均風速17m/s以上 雪を伴う		
大 雪 警 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	40cm以上

(3) 注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪 注 意 報	平均風速13m/s以上 雪を伴う		
大 雪 注 意 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	25cm以上
雪 崩 注 意 報	表層雪崩：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって降雪の深さ30cm以上 全層雪崩：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上		

着氷・着雪注意報	著しい着氷、着雪が予想されるとき
融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの日安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され、又は更新されて新たな注意報・警報に切り替えられる。

2 住民の避難誘導等

(1) 市

- ア 住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

3 避難者の受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

(1) 市

- ア 避難誘導に当たっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- イ 避難所の開設に当たっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

4 除雪活動

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

また、関連する他の道路との整合を常に図る。

市は、それぞれの計画の定めるところにより、除雪体制を確立し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 計 画

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

市は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

3 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材について、岳南広域消防組合と協議の上、その整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2 対策

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 市は、住民から災害発生直後の1次情報を得るなど情報を入手した場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに北信地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

市は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

市は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や中高医師会、日本赤十字社、自衛

隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害対策編第2章第28節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 計画

1 道路・橋梁等の整備

(1) 市

ア 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

(2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。

イ 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 市

市は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(2) 関係機関

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。（全機関）

イ 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。（東日本高速道路株）

ウ 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。（医療機関）

エ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。（医師会）

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じた回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第2 対策

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 市

パトロール等による巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

(2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ 道路管理者はパトロール等による巡視の結果等について、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

2 救急・救助・消火活動

風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 災害応急対策の実施

(1) 市

行政区域内の道路・橋梁等の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 関係機関（東日本高速道路株）

ア パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

4 関係機関との協力体制の確立

(1) 市

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県との連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

(2) 関係機関（東日本高速道路株）

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

5 道路・橋梁等の応急復旧活動

(1) 市

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

(2) 関係機関

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。（東日本高速道路株）

県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（(社)長野県建設業協会、部落解放同盟長野県建設協会）

6 災害広報

(1) 市

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、風水害対策編第2章第28節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

第4章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 計画

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

(1) 市

ア 踏切道の保守・改良

踏切道の改良のため、次の対策の実施について検討する。

(ア) 踏切道の構造の改良

(イ) 踏切保安設備の整備

イ 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

ウ 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

ア 施設・設備の整備

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

(ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守

(イ) 線路防護施設の整備の推進

(ウ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実

(エ) 諸施設の新設及び改良

(オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備

(カ) 救援車・作業車等の整備

(キ) 建築限界の確認

(ク) 保安設備の点検・整備

イ 被害の拡大を防止するための事前の措置

- (ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。
- (イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市

ア 情報収集・連絡体制の整備

- (ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (イ) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

イ 救助・救急・消火活動のための体制の整備

風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

ウ 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携が取れるよう関係機関を交え、調整を行う。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

(2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

ア 通信手段の確保等

- (ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。
- (イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

イ 救助・救急・消火活動のための体制の整備

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第2 対 策

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 市

ア 広域応援体制

- (ア) 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- (イ) 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

イ 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

(2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

- ア 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- イ 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- ウ 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

3 救急・救助・消火活動

(1) 市

風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)、長野電鉄(株)

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 関係者等への情報伝達活動

(1) 市

ア 被災者家族等への情報伝達活動

市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 一般住民への情報伝達活動

市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(2) 東日本旅客鉄道㈱、長野電鉄㈱

鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 計画

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 規制及び指導の強化

市は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、以下の指導を行う。

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）

ア 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

イ 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

ウ 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 消火資機材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。(資料9-2参照)

イ 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄促進について指導する。

ウ 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

エ 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

(2) 関係機関（河川管理者、危険物等施設の管理者）

ア 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄を図るものとする。

イ 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

第2 対策

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(1) 市

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

(2) 事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、中野警察署、岳南広域消防組合等に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

〈共通事項〉

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

〈危険物関係〉

(1) 市

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(2) 関係機関（危険物施設の管理者等）

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずるものとする。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

〈毒物・劇物関係〉

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

(2) 営業者及び業務上取扱者

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに北信保健福祉事務所、中野警察署又は岳南広域消防組合へ連絡する

ものとする。

(イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

北信保健福祉事務所、中野警察署、岳南広域消防組合及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

(3) 水道事業者等

取水箇所にて異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 市・岳南広域消防組合

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 環境モニタリングを実施する。

エ 取水箇所にて異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

(2) 関係機関（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに北信保健福祉事務所、中野警察署、岳南広域消防組合等関係機関に通報するものとする。（危険物等施設の管理者等）

第6章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

第2 計画

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

(1) 市

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域の指定等について検討する。

ウ 「都市計画マスタープラン」及び策定予定の「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する公園・緑地、防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

エ 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

オ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 市・岳南広域消防組合

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

ウ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義

務を課しているが、その履行を促進する。

エ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 救助・救急用資機材の整備

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 救助工作車については、消防力の整備指針による台数の整備を図る。また、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(2) 関係機関

ア 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

イ 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

ウ 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定め

ておく。

ウ 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を毎年1回以上実施する。

(2) 関係機関

ア 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

イ 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 消火活動

(1) 市・岳南広域消防組合

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期す。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出

火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等（資料3-2～5参照）に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

6 避難誘導

- (1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。
- (2) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火災災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 対策

1 消火活動

(1) 市・岳南広域消防組合

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

b ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(2) 住民

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

2 避難誘導活動

(1) 市

庁舎、社会福祉施設、病院、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(2) 建築物の所有者等

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第3節 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 対 策

(1) 市

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

(2) 関係機関

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

第7章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに消失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少ないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立し、林野火災消防計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

第2 計画

1 林野火災消防計画の確立

(1) 市

市は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

2 予防対策

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(1) 市

市は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(イ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 情報収集体制の整備

(ア) 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(イ) 林野火災の発生しやすい時期において、広報車により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施できる体制を確立する。

(ウ) 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

ウ 消防体制の整備・強化

(ア) 消防組合、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

エ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

(ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

(イ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

(ウ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

オ 林野所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 防火線・防火樹帯の設置

(ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立

(オ) 火災多発期における見回りの強化

(カ) 消火のための水の確保等

カ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を図る。

キ 防災訓練の実施

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

第2 対策

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 市

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

(1) 市

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

ア 県に対するヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

(1) 市

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

ア 災害現場に派遣された職員による状況報告

イ 消防組合からの県への火災即報の送信

ウ 県消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により、知事に要請する。

エ 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

(2) 林野所有（管理）者等

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(1) 市・岳南広域消防組合

市は、林野火災が、その発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

(2) 関係機関（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した場合は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。

5 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

(1) 市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等必要な措置をとる。

第3節 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 対 策

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

(1) 市

消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。